

○大隅肝属広域事務組合人事発令規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第6号

肝属地区一般廃棄物処理組合人事発令規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規定は、職員の任用及び給与等の異動（以下「人事異動」という。）の発令形式について必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の発令形式に関しては、鹿屋市人事発令規程（平成18年鹿屋市訓令第25号）を準用する。ただし、同規程中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と、「〇〇部」とあるのは「大隅肝属広域事務組合」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。